

(請求人) 様

名古屋市監査委員	松 井	よしのり
同	森	ともお
同	小 林	史 郎
同	小 川	令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 7年 4月17日に提出された 7監管第 3号の名古屋市職員措置請求について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求は、愛知県教育委員会（以下「県教委」という。）から教科書センター用として送付を受けた教科用図書（以下「本件教科書」という。）を財産として受け入れ又は管理せず、市民の利用に供することを怠り、一部については不当に廃棄している可能性があることは、違法又は不当な財産の管理を怠る事実該当するとして、適正な受け入れや管理等の措置を講ずるよう求めるものである。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、請求の対象が本市の財務会計行為等であることが前提となっている。

本請求において、請求人は、本件教科書が県教委からの送付物とはいえ、本市の管理下にある財産であるとし、正式な蔵書として受け入れ等を行わないことは、善管注意義務に反すると主張するほか、本件教科書の行方が記録上不明であるとし、不当な財産の管理を怠る事実該当する等の主張をしている。

しかしながら、教科書センターは県教委の委嘱を受けたものであることから、本請求は本市の財務会計行為等を請求の対象としているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)